

積算基準	土木
現場中間検査	要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款 項 目 節		
工事場所	京都市伏見区醍醐陀羅谷1番104他地内		
路線名又は河川名等			
工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事（管理道路4号橋）		
工期	契約日の翌日から令和 8年 9月30日まで		
事業課(所)名	埋立事業管理事務所	単価使用年月	令和 年 月
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月
変更回数		基準適用年月	令和 年 月
主工種		単価地区	
前払金支出		調整区分	

京都市 環境政策局

チェック欄	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	79
舗装工	m2	336	橋梁補修工	式	1
現場塗装工	m2	3,020	構造物撤去工	式	1
仮設工	式	1			

施工理由

本工事は、管理道路4号橋の性能・機能の維持・回復を図るために修繕を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工事価格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給品費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年5月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年5月	
基 準 適 用 年 月	2025年5月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	08:鋼橋架設工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
橋梁補修工	ひび割れ補修工	充てん工法	1構造物当り補修延べ延長:20m未満,材料種類:可とう性エポキシ樹脂	充てん材 (可とう性エポキシ樹脂)	kg	4,264	材料費	
橋梁補修工	ひび割れ補修工	低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:255.1m,材料種類:エポキシ樹脂 3種	注入材 (エポキシ樹脂 3種)	kg	5,300	材料費	
橋梁補修工	ひび割れ補修工	低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:255.1m,材料種類:エポキシ樹脂 3種	シール材 (エポキシ樹脂)	kg	3,400	材料費	
橋梁補修工	ひび割れ補修工	低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:255.1m,材料種類:エポキシ樹脂 3種	低圧注入器具	個	500	材料費	
橋梁補修工	表面被覆工	表面被覆工	ニュークリアクス工法(保護塗装仕様)同等品以上		m2	8,482	材工費	
橋梁補修工	目地材補修工	目地材補修工			箇所	21,300	材工費	
橋梁補修工	支承防食工	支承防食工 プラスト法 潤滑性防錆材注入	ピン支承,300tを超え450t以下		基	590,600	材工費	
橋梁補修工	支承防食工	支承防食工 プラスト法 潤滑性防錆材注入	BP支承,30tを超え150t以下		基	243,400	材工費	
橋梁補修工	支承防食工	支承防食工 プラスト法 潤滑性防錆材注入	PV支承,30tを超え150t以下		基	359,100	材工費	
現場塗装工	橋梁塗装工	素地調整	循環式プラスト工法		m2	18,140	材工費	
現場塗装工	橋梁塗装工	研削材及びケレンかす回収・積込工	現場～施工ヤード		m2	5,087	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	殻運搬	殻種別:ケレンかす(防護服及びシート類等含む),鉛溶出量0.73mg/l,3t1トラック		回	65,000	施工費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
構造物撤去工	運搬処理工	殻処分 (参考数量)	殻種別:ケレンかす(防護服及びシート類等含む), 鉛溶出量0.73mg/l		m3	80,000	処分費	
仮設工	足場工	吊足場(タイプA3) 床面シート張防護 (参考数量)			m2	8,376	材工費	
仮設工	足場工	吊足場(タイプB) 朝顔、板張防護、シート 張防護(参考数量)			m2	2,794	材工費	
仮設工	足場工	プラスチック養生シート(吊足場 用)(参考数量)			m2	1,347	材工費	
仮設工	足場工	アーチ型用足場 (板張防護、シート防護含 む)(参考数量)			m2	28,820	材工費	
仮設工	足場工	プラスチック養生シート(アーチ型 用足場用)(参考数量)			m2	3,527	材工費	
仮設工	足場工	プラスチック養生シート(アーチ型 用足場天井) (板張防護、シート防護含 む)(参考数量)			m2	4,744	材工費	
仮設工	足場工	吊り材用足場 (板張防護、シート防護、 プラスチック養生シート含む) (参考数量)			掛m2	15,460	材工費	
仮設工	暴露対策工	負圧集塵機 (参考数量)			橋	941,200	材料費	
仮設工	暴露対策工	エアシャワー (参考数量)			橋	731,300	材料費	
仮設工	暴露対策工	クリーンルーム (参考数量)			橋	250,000	材料費	
仮設工	暴露対策工	真空掃除機 (参考数量)			橋	327,300	材料費	

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
共通仮設費	安全費	鉛対策安全衛生保護具 (参考数量)			式	7,703,400	材料費	

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
橋梁保全工事		式	1				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
路面切削	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cm以下(4000m2以下),段差すりつけ撤去作業:無し	m2	336				
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻	m3	20				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	20				
橋面防水工		式	1				
橋面防水	防水工種類:塗膜防水	m2	336				
舗装打換え工 橋面舗装		式	1				
表層	材料種類:再生密粒度アスコン(13),舗装厚:60mm,平均幅員:3.0m超	m2	336				
橋梁補修工		式	1				
ひび割れ補修工		式	1				
充てん工法	1構造物当り補修延べ延長:20m未満,材料種類:可とう性ポキシ樹脂	構造物	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長:255.1m, 材料種類:エポキシ樹脂 3種	構造物	1				
断面修復工		式	1				
左官工法	1構造物当り修復延べ体積:0.1m3未満, 材料種類:ホリマセメントモルタル, 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理:有り	構造物	1				
表面被覆工		式	1				
表面被覆工	ニュークリアクロス工法(保護塗装仕様)同等品以上	m2	377				
目地材補修工		式	1				
目地材補修工		箇所	6				
支承防食工		式	1				
支承防食工 ブラスト法 潤滑性防錆材注入	ピン支承, 300tを超え450t以下	基	4				
支承防食工 ブラスト法 潤滑性防錆材注入	BP支承, 30tを超え150t以下	基	2				
支承防食工 ブラスト法 潤滑性防錆材注入	PV支承, 30tを超え150t以下	基	3				
現場塗装工		式	1				
橋梁塗装工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
素地調整	循環式フラスト工法	m2	3,020				形状補正:1.62
研削材及びケレンかす回収・積込工	現場～施工ヤード	m2	3,020				形状補正:1.62
下塗	塗装種別:有機シンクワッチペイント(1層) スプレー, 塗装箇所:橋梁, 塗装回数:1回	m2	3,020				構造物:弦材を有する構造
下塗	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー, 塗装箇所:橋梁, 塗装回数:1回	m2	3,020				構造物:弦材を有する構造
下塗 (アーチリブ 補剛桁接続部)	塗装種別:弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)スプレー, 塗装箇所:橋梁, 塗装回数:1回	m2	1				構造物:弦材を有する構造
中塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩, 塗装箇所:橋梁, 塗装回数:1回	m2	3,020				構造物:弦材を有する構造
上塗	塗装種別:弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩, 塗装箇所:橋梁, 塗装回数:1回	m2	3,020				構造物:弦材を有する構造
構造物撤去工		式	1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬 人力積込	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.006				
殻運搬	殻種別:ケレンかす(防護服及びシート類等含む), 鉛溶出量0.73mg/l, 3tトラック車	回	2				
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.006				
殻処分 (参考数量)	殻種別:ケレンかす(防護服及びシート類等含む), 鉛溶出量0.73mg/l	m3	3				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	60				
足場工		式	1				
吊足場 (タイプ A3) 床面シート張防護 (参考数量)		m2	650				
吊足場 (タイプ B) 朝顔、板張防護、シート張防護 (参考数量)		m2	650				
プラスチック養生シート(吊足場用) (参考数量)		m2	650				
アーチフーム用足場 (板張防護、シート防護含む) (参考数量)		m2	430				
プラスチック養生シート (アーチフーム用足場用) (参考数量)		m2	430				
プラスチック養生シート (アーチフーム用足場天井) (板張防護、シート防護含む) (参考数量)		m2	430				
吊り材用足場 (板張防護、シート防護、プラスチック養生シート 含む)(参考数量)		掛m2	820				
暴露対策工		式	1				
負圧集塵機 (参考数量)		橋	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
エアシャワー (参考数量)		橋	1				
クリーンルーム (参考数量)		橋	1				
真空掃除機 (参考数量)		橋	1				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
安全費		式	1				
鉛対策安全衛生保護具 (参考数量)		式	1				内 1号
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(積上)	計上内容：環境負荷の低減(工事用看板 1100×1400 みやこ柚木仕様 1枚)	式	1				内 2号
共通仮設費 (率計上)		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事 (管理道路4号橋)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 橋梁保全工事	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	鉛対策安全衛生保護具 (参考数量)						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
材料費 エコクリーン クールスーツ (上)		着	288				
材料費 エコクリーン クールスーツ (下)		着	288				
材料費 送気ユニット 接続器共		組	24				
材料費 定置式ろ過筒 (4人用) ろ過フィルター含む		台	6				
材料費 エアラインホース φ9 L=20m 24人分		本	24				
材料費 エアラインホース φ19 L=25m 定置ろ過筒6組分		本	6				
材料費 防じんマスク タイプ RL2-2相当 24人分		個	24				
材料費 防じんマスク用フィルター(交換用含む)		個	432				
材料費 防護手袋 1日2組使用/人		組	1,728				
材料費 防護長靴 24人分		足	24				
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	現場環境改善費(積上)	計上内容：環境負荷の低減(工事用看板 1100×1400 みやこ柚木仕様 1枚)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
みやこ柚木看板 1100×1400		枚	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事（管理道路4号橋）

工事場所 京都市伏見区醍醐陀羅谷1番104他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

- 1 前払金は、各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。
なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。
※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>
- 2 各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合は、概ね次のとおりとする。
支払限度額の割合

令和 7年度	53.2%
令和 8年度	46.8%
出来高予定額の割合	
令和 7年度	59.1%
令和 8年度	40.9%

※ 各会計年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事を施工するにあたって、埋立処分地への搬入道路を使用して工事を行うため、請負者は本市が行う埋立業務に支障をきたすことなく、監督職員との連絡を密にし、細心の注意を払い遅延なきよう工事の進捗よくを図らなければならない。

なお、本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 埋立処分地敷地内工事における留意事項は、以下のとおりとする。

(1) 本工事で当埋立処分地内への入退場を行う工事関係車両については、入退場ルートが決められているため遵守すること。詳細な入退場ルートについては監督職員が指示を行う。

(2) 当埋立処分地は自動システムによる入退場管理を行っているため、着工前に監督職員と打合せを行い、入場カードの発行を受け、処分地内の通行に関しては監督職員の指示に従うこと。

また、入場カードは現場代理人が一括して管理することとし、車両毎のカード管理は認めない。入場後は現場代理人が入場カードを回収し、監督職員の指示があった場合は、管理状況について報告することとする（カードの汚損、破損が発生した場合は、監督職員に報告のうえ、その指示に従うこと）。

(3) 入場カードは貸出日(使用日)の最終退出時に埋立事業管理事務所へ返納すること。

(4) 埋立事業管理事務所敷地への入退場については、月曜日～金曜日（祝日を含む）、入場は8時45分以降、午後3時30分までとし、午後4時30分までに作業を終了し、午後4時45分までに管理事務所に戻る。原則、その他の時間での入退場は認めない。

また、作業後の交通開放については、通行車両が安全に通行できる状態にしたうえで、作業日毎に交通開放をすることとし、これらの条件を踏まえた適切な施工計画を立てること。

(5) 当埋立処分地内への入退場をするにあたっては、車両ごとに車両前面窓側に「工事車両用明示板」を提示すること。

また、本敷地へ入場する工事車両全てにパトライト（黄色）を装着し、ヘッドライトを点灯して入場すること。

なお、パトライトは受注者側で準備するものとする。

(6) 焼却灰運搬車両及び埋立管理車両の円滑な通行のため、交通誘導警備員を適正に配置し施工を行うこと。搬入車両通行時間内は、配置箇所では交通誘導警備員が不在にならないようにすること。特に、本工事施工箇所は本市クリーンセンターからの焼却灰運搬車両が多数通行するため、運搬車両等の通行を優先するものとする。

(7) 当埋立処分地内で他の工事等がある場合、これらの工事業者に対しても十分な連絡をとり、円滑な工事進捗及び埋立業務の支障とならないよう努めること。

- (8) 受注者は、本工事により搬入道路等に汚れ等を生じさせた場合は、速やかに清掃を行うものとする。
- (9) 受注者は、本工事により搬入道路及び付属施設等を破損した場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示に従い、受注者の責において補修を行うこと。
- (10) 工事現場への搬入道路等では、時速 30 km 以下での走行を厳守すること。
- (11) 当敷地は携帯電話が繋がらないエリアが多いため、通信手段は受注者側で確保すること。
- (12) 当敷地は広大であり、一般廃棄物最終処分場は高低差約 300m の山中にあるため、大雨、濃霧、降雪、凍結時には本市（埋立事業管理事務所）の判断に基づき全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがあり、閉鎖中は一切の工事車両は入退場できない。これらの条件を踏まえて工事期間内に完成するように工程計画をたてること。
- (13) 当敷地内における作業全般については、当事務所の指示に従い、本市の作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (14) 移動及び作業等に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、責任を負うこと。
- (15) 必要に応じて仮設現場事務所、仮設トイレを設置すること。設置場所等について事前に監督職員の承諾を得ること。
- (16) 工事箇所付近を含む道路上での喫煙は認めない。
- (17) 工事の占用区間以外の道路上は駐停車禁止である。占用区間内も最低限の車両のみの駐車とすること。
- (18) 道路上の占用は、原則として工事中のみで、当日の作業等が完了すれば、安全を確認のうえ、速やかに交通開放すること。
- (19) 工事中に事故等が発生した場合は、応急の安全対策等を講じるとともに、直ちに付近の非常電話及び携帯電話等で埋立事業管理事務所（075-572-8465）に状況を報告すること。
- (20) 工事車両が新奈良街道の交差点から本処分場へ進入及び退出する場合は左折により行うこと。
- (21) 作業用電源及び作業用水は請負者側で手配すること。
- (22) 建設機械及び資材等の運搬にあたり、「車両制限令（平成 31 年 3 月 20 日改正 政令第 41 号）」第 3 条等における一般的制限値を超える車両を使用する場合にあっては、事前に監督職員に報告するとともに、法令で定める許可を受けること。本処分場内で当該車両を通行させる場合は、事前に監督職員に報告のうえ、承諾を受けること。
- (23) 工事に使用する資機材について、残材及び不要物は整理処分する等、資機材の整理整頓に努め、交通障害等が発生しないように努めること。

2 工事に係る留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事着手前に、現地測量及び調査を行い、現地の地形と設計図に差異が生じないか確認すること。
- (2) 本市埋立作業の進捗に伴い、工事内容に変更が生じる場合は、速やかに連絡するとともに、設計変更についての協議を行うこと。

(3) 対象橋梁は以下のとおり鉛の溶出試験の判定基準値を超過しているため、適正な処分方法等について監督職員と協議すること。

有害物種別	溶出試験結果	溶出の判定基準値
鉛及び鉛化合物	0.73mg/L	0.3mg/L

(4) ひびわれ補修工は一部詳細調査で損傷状況を確認出来なかった箇所があるため、補修前に現地を確認し、補修工事に反映すること。増減が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(5) 塗装の色彩は淡彩としているが、本橋新設時の塗装色と同じ色調とするため、具体的な塗装色は担当監督職員と協議の上、決定すること。

(6) 現場塗装工は以下の点に留意すること。

- ・主桁部材端部に面取りや曲面仕上げが行われていない場合は 2mmR 以上の曲面加工を行うこと。
- ・加工した部材端面は、R ゲージにより角部の加工部が 2mmR 以上であることを確認すること。
- ・部材端部は、膜厚の確保を確実にするため、先行はけ塗りを行うこと。

第 5 条（時間的制約を受ける工事の積算方法の対象）

施工時間を第 4 条第 1 項(4)のとおりとすることから「時間的制約を受ける工事の積算方法」の工種及び時間的制約状況の程度は以下のとおり計上している。

工種	時間的制約状況の程度
直接工事費のうち、仮設工（交通管理工）を除く全工種	時間的制約を受ける場合 (作業時間：7 時間/日を超え 7.5 時間/日以下)

第 6 条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
管理道路4号橋	1～2名	交通誘導警備員B 1～2 名	昼間	無

2 交通誘導警備員を配置した場合は、日報を提出し、監督職員に確認を受けること。

第 7 条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(1) みやこ杉木を使用した木製の工事標示板の設置

(項目、仕様及び設置枚数の例)

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	・みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。	1 枚

	<ul style="list-style-type: none"> ・看板サイズは 1100mm×1400mm とする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数：80 字程度) 	
--	--	--

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第 8 条（現場中間検査）

- 1 本工事は、現場中間検査の対象工事とし、実施回数は 1 回以上とする。
- 2 検査の対象工種及び実施時期は、完成、既済の検査時期及び当該工事の主要工種並びに施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を考慮し、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。
- 3 現場中間検査の検査日時等については、受注者の意見を聞いて監督職員が通知するものとする。
- 4 現場中間検査に要する費用は受注者の負担とする。

第 9 条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

種 別	確 認 項 目
アスファルト舗装材料（規格毎）	製品仕様書、試験報告書
橋面防水工関係材料	製品仕様書、試験報告書
ひびわれ補修工材料	製品仕様書、試験報告書
断面修復工材料	製品仕様書、試験報告書
支承防食工材料	製品仕様書、試験報告書
表面被覆工材料	製品仕様書、試験報告書
橋梁塗装工材料	製品仕様書、試験報告書
その他監督員が指示するもの製品	製品仕様書、試験報告書

第 10 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 11 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

種 別	確 認 項 目
現場塗装工、支承防食工	素地調整状況、塗膜厚、塗膜構成
ひび割れ補修工	施工完了後の状況、空袋確認
断面修復工	劣化コンクリート除去状況、防錆処理状態 施工完了後の状況、空袋確認
表面被覆工	塗膜厚、塗膜構成
路面切削工	既設舗装厚、舗装構成
舗装打換え工 （表層）	床版防水の状況、排水用導水管設置状況 合材温度、敷設・締固め状況
橋面防水工	床版の状況、塗布状況（塗りむら、気泡、キズの有無等）、端部立上り状況等
足場工	補修の施工完了前後の状況

第 12 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする。（ただし、立会確認書は必要としない。）

第 13 条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
断面修復工	ポリマーセメントモルタル	コンクリートとの付着性	1.5N/mm ² 以上、施工 単位ごと	1 週、4 週を 各 3 個
		圧縮強度	24N/mm ² 以上、施工 単位ごと	

4 建設副産物に関する事項

第 14 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府宇治市西笠取仁南郷 8 5	設計運搬距離 L = 18.5km
アスファルト塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府宇治市槇島町吹前 2 1	設計運搬距離 L = 14.5km
ケレンかす	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 兵庫県神戸市西区岩岡町野中字福吉 5 4 0 番地の 6	設計運搬距離 (京都市内) ~ (神戸市内)

第 15 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 1 7 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第 16 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 40 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 14 日前までに提出すること。

第 17 条（受注者希望型における ICT 活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局 ICT 活用工事試行方針（案）」（令和 6 年 2 月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局 ICT 活用工事試行要領（案）」（令和 6 年 2 月）（以下「試行要領」という。）の内容に従い ICT 活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT 活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者は ICT 活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT 施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む 3 つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT 建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT 活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、① 3次元起工測量の 1 プロセスのみの活用は除く。

第 18 条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第 19 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1 点の加点とする。

第 20 条（鉛・P C B 等の適正処理）

1 鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における健康障害防止について

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離・かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」平

成26年5月30日に厚生労働省から通達が出されており、塗装の剥離等作業を請け負う事業者についての記載事項を遵守すること。なお、本橋梁の塗膜試験結果は以下のとおりである。

塗膜含有試験結果

	含有試験結果	基準値
鉛	33000mg/kg	600mg/kg
六価クロム	64 mg/kg	300mg/kg
PCB	0.01mg/kg	0.5mg/kg

塗膜溶出試験結果

	溶出試験結果	基準値
鉛	0.73mg/kg	0.3mg/kg

第21条（橋梁補修工）

1 断面修復

（1）品質規格

断面修復材は次表を満足するものでなければならない。

左官工法による断面修復材の品質規格

試験項目	試験体の履歴条件	基準値	試験方法
硬化時間 ※	—	固化時間は1時間以上であること。	JIS R5201
断面修復材の外観(塗装なし)	温冷繰り返し試験後	均一でわれ、はがれ、ふくれのないこと。	JIS A6909
硬化収縮性		硬化収縮率は0.05%以下であること。また、硬化に伴う発熱による反りかえりがないこと。	JIS A1129-3
熱膨張性	硬化収縮試験後	断面修復材の熱膨張係数は、 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下であること。	JIS K6911
コンクリートとの付着性	湿潤時	コンクリートと断面修復材との付着強度は1.5N/mm ² 以上であること。	JIS A6909
	耐アルカリ試験後		
	温冷繰り返し試験後		
圧縮強度	—	補修設計で定めた設計基準強度以上であること。	JIS R5201

※この条項については、施工条件を勘案の上、必ずしも基準値を満足する必要がないものと判断される場合には、参考値として取り扱うことができるものとする。

（2）施工

1) モルタル工

使用する材料は、施工時の天候、温度、湿度、修復面の状態、塗り間隔等に適したものでなければならない。

2) コンクリート表面にレイタンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたり、脆弱部があると、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は完全に除去すること。

- 3) レイタンスや付着塩分および脆弱部の除去は、一般にディスクサンダーやサンドブラスト等を使用して行い、塵埃の除去にはコンプレッサーで清掃すること。
- 4) 油脂類の除去はシンナーで拭き取ること。
- 5) コンクリート表面が濡れていたり、湿っている場合には、プライマーの接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認すること。
- 6) コンクリートの表面温度が40℃以上であると、表面に塗布した材料が発泡したり、変質したり悪影響を及ぼすことが多いため、40℃以上の場合は作業を中止するか、日光を遮蔽するなどして40℃以下になってからでなければ作業してはならない。
- 7) 材料を使用する前に、その種類や配合が仕様書を満足していることを確認しなければならない。
- 8) 反応硬化(固化)する材料で、可使用時間(固化時間または凝固開始時間)を超えた材料は使用してはならない。
- 9) 材料の使用量は、空き缶数量検査等により標準使用量を満足しなければならない。
- 10) 工程ごとに使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後でなければ、次の工程に移ってはならない。
- 11) 断面修復部においては、ハツリ端部の形状がフェザーエッジとならないよう10mm程度のカッター目地を入れた後にハツリ作業を行うものとする。

2 鉄筋防錆剤

(1) 品質規格

防錆処理材の規格は次表を満足するものでなければならない。

要求性能	試験項目		基準値	試験方法
防錆性	防せい性試験	処理部	防せい率 50%以上	鉄筋コンクリート補修用防せい材の品質基準(案) ^{注1} を標準
		未処理部	防せい率 -10%以上	
鉄筋との付着性	鉄筋に対する付着強さ		7.8N/mm ² 以上	
コンクリートとの付着性	耐アルカリ性		塗膜に異常が認められないこと	

注1) 日本建築学会 鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説付1.3。

(2) 施工

ワイヤーブラシやサンドブラスト等で錆落としをした鉄筋は発錆しやすい状態にあるため、錆落とし後2時間以内を目途に鉄筋防錆材を塗布しなければならない。

また、使用する鉄筋防錆剤に適した使用方法で施工し、均一に塗布しなければならない。

3 塗装塗替

- (1) 現場塗装部については『鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)』((社)日本道路協会)に従うこと。
- (2) 塗装仕様の品質管理については監督職員の指示に従うこと。
- (3) 現場塗装の状況が資料で確認できるように、周辺の環境の記録の塗装時間等の現場塗装の記

録、写真を提出すること。

- (4) 足場上方の空き部分の養生等により、ケレンダストの飛散防止対策を十分に行うこと。
- (5) ケレン後は、ケレン全箇所について腐食等に伴う鋼材の減肉や断面欠損等の有無や損傷量を調書に整理し、監督職員に報告し、確認を得ること。鋼材の減肉や断面欠損等が確認された場合は、補修補強の要否や方法等について、監督職員と協議すること。
- (6) 足場上方の空き部分の養生等、塗料の飛散防止対策を十分に行うこと。
- (7) 現場塗装(下塗、中塗)後は塗膜厚等、監督職員の確認を得ること。

第 22 条 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

京都市東部山間埋立処分地橋梁補修工事(管理道路4号橋) 箇所図

